

新型コロナウイルス感染症予防のための ガイドライン



(岡山市版)【令和5年5月8日時点】

本ガイドラインは文部科学省「学校における衛生管理マニュアル（改訂版）」に基づき、作成したものです。

1 平時から求められる感染症対策

※マスクについては着用を求めないことが基本。

※次の①～④の対策以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

①	健康観察	<ul style="list-style-type: none">発熱や咽頭痛、咳嗽等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけを行う。個別の健康観察記録表の提出は不要だが、日常的に子どもの健康状態を観察する。
②	換気の確保	気候上可能な限り常時（窓を開ける幅は15cm程度）、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気する。
③	手洗い等の手指衛生	外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。
④	清掃・消毒	清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要。

2 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策 (感染状況については、必要に応じて教育委員会から連絡します)

マスクの着用	感染流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。(その場合にも、着用を強いることのないようにすること)
活動場面ごとの感染症対策 各教科、儀式的行事等 部活動、給食、登下校 等	感染流行時等には、「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて、 <ul style="list-style-type: none">「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。児童生徒に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。 等の対策を講じることが考えられる。

3 その他

子どもたちが新型コロナウイルスについての正しい認識のもと、互いの人権に配慮した行動ができるよう指導すること。令和3年4月9日付け岡教指第65号「新型コロナウイルス感染症の感染者に対する差別や偏見の防止について」、令和5年3月22日付け岡教指第1715号「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直しに係る人権への配慮について」参照